

伊達市データ駆動型スマート農業推進協議会設置要綱

（目的）

第1条 農業の常識であった経験と勘から、実生産現場における生理生体情報の見える化の実現を図り、伊達市の基幹産業である農業を持続可能な産業にすることを目的に、伊達市データ駆動型スマート農業推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）データ駆動型スマート農業の実現に向けた新たな営農指導体制の構築
- （2）データ駆動型スマート農業の推進に係る技術指導者の育成
- （3）データ駆動型スマート農業の推進に係る技術実証
- （4）環境制御技術導入や次世代型ハウス整備の推進
- （5）研修会等の開催及び情報発信
- （6）高知県 I o P プロジェクトとの連携
- （7）その他目的達成のために必要な活動

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等から委員を選出し構成する。

2 委員の追加又は変更は、会長の承認を受けなければならない。

3 会長は、前項に規定する委員の追加又は変更の承認をした場合は、当該承認後に開催する最初の協議会にて委員に報告するものとする。

（委員の役割）

第4条 委員は第1条の目的を達成するため、第2条に掲げる事務が効果的に実施できるよう協力に努める。

（任期）

第5条 協議会の委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長1名及び副会長若干名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、産業部長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、協議会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

第9条 委員には、予算の範囲内で報償金を支払うものとする。

(旅費)

第10条 委員が協議会の用務のため旅行した時は、その旅行について費用弁償として伊達市職員等の旅費に関する条例（平成18年伊達市条例第42号）の例により旅費を支給する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、産業部農政課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

伊達市データ駆動型スマート農業推進協議会

機関名
国立大学法人 福島大学
福島県農業総合センター
福島県県北農林事務所伊達農業普及所
全国農業協同組合連合会福島県本部
ふくしま未来農業協同組合伊達地区本部
伊達市内きゅうり生産者
伊達市内いちご生産者
伊達市産業部